

2 市税・国民健康保険・国民年金

日本に住むかいこくじんにほんはたらきゅうりょうせいかんを払わなければなりません。それから、住民登録しているがいこくじんこくみんけんこうほけんの健康保険にかならず入って、保険料を払わなければなりません。

(1)市税[市に払う税金]

市民税課、固定資産税課、納税課

●市税[市に払う税金]について【質問があるとき→市民税課、固定資産税課】
市民税(住民税)は所得[もらった給料などの金額]によって税金がいくらか決まります。前の年の所得で決まった税額を、1月1日に住所があった市に払います。給料から税金を払っていない人に、熊本市が毎年6月納税通知書[税金を払うお知らせ]を送ります。(会社が、毎月の給料から住民税を引いて払う方法もあります。)所得の税は、国にも払わなければなりません。住民税のほかに、土地や家などを持っているときは固定資産税・都市計画税、軽自動車やバイクを持っているときは軽自動車税を払わなければなりません。

●市税の払い方【質問があるとき→納税課】

市税は、下↓の方法で払います。払う期限[払うことができる最後の日]があります。
期限までに払わなかったら、※払うお金が増えます。※税金といっしょに延滞金も払わなければなりません。

方法	説明
納付書払い 納付書を使ってお金で払う方法	○銀行や郵便局などの窓口で払うことができます。 ○バーコードがある納付書は、期限[払うことができる最後の日]の前ならコンビニでも払うことができます。
口座振替 [あなたの銀行口座からお金を自動で送ります]	銀行や郵便局などの窓口、またはインターネットで申し込むことができます。
クレジットカード	スマートフォン、タブレットなどからクレジットカードで払うことができます。 <u>※QRコードがある納付書が必要です。</u>
スマートフォン決済アプリ	スマートフォン、タブレットなどからスマートフォン決済アプリで払うことができます。 <u>※QRコードがある納付書が必要です。</u>

(2)国民健康保険、後期高齢者医療制度

区役所 区民課、国保年金課

●加入[入り方]について【質問があるとき→区役所区民課】

国民健康保険は、みんなが保険料[お金]を払って、病気やけがのとき、病院で、少しのお金で病気やけがを治すためにあります。会社で、自分、または家族の健康保険に入っている人と生活保護を受けている人以外は、みんな国民健康保険に加入し[入ら]なければなりません。

後期高齢者医療制度は、高齢者が 安心して 病院などに 行くための 制度です。75歳の誕生日から、みんな 国民健康保険や 社会保険を やめて、後期高齢者医療制度 加入します。また、65歳以上で障がいを 持っている人は、申請[申し込み]すると 加入できます。

●給付[お金を もらうこと]について 【質問があるとき→区役所区民課】

国民健康保険に 加入したら[入ったら]、マイナ保険証[マイナンバーカードに 保険証として利用登録している]を 持っている人は [資格情報のお知らせ]を もらいます。
マイナンバーカードを 持っていない人や マイナ保険証として 利用登録していない人は、資格確認書をもらいます。

後期高齢者医療保険に、加入したら[入ったら]、資格確認書を もらいます。

病院などに 行ったときは、マイナ保険証や資格確認書を 病院の人に 見せてください。それから、子どもを 生んだとき、家族が 死くなったとき、病院などに 払った お金が とても 高くなったときに、市役所[区役所区民課]に 届けると、お金を もらうことができる場合が あります。

●特定健康診査【質問があるとき→国保年金課】

国民健康保険に 加入している[入っている] 40歳から 74歳の人は、 病気を見つけたり、病気に ならないように するための 健康診断を 安く 受けることができます。
また、後期高齢者医療保険に 加入している[入っている]人は、※生活習慣病や フレイルに ならないための 後期高齢者健診と 歯科口腔健診(歯の 健診)を 安く 受けることができます。
どちらの健診も 受診券が 必要です。 ※生活習慣病:糖尿病・高血圧症・脂質異常症などの病気

●保険料[保険のために 払うお金]と 払い方【質問があるとき→国保年金課】

国民健康保険料は、加入する[入る]人数と 前の年の 所得額[もらった給料などの 金額] によって、※世帯ずつ 保険料が 決まります。毎年6月に、熊本市が 納付通知書[保険料を 払う お知らせ]を送ります。後期高齢者医療の保険料は、一人ずつ 払います。毎年7月に、熊本市が 納付通知書[保険料を 払う お知らせ]を送ります。保険料の 払い方は、納付通知書を使って、銀行や郵便局の窓口で払うだけじゃなくて、口座振替[銀行口座から お金を 自動で 送ります]も できます。国民健康保険料は、期限[払うことができる 最後の日]の 前なら、コンビニでも 払うことができます。
※世帯:いっしょに 住んで お金を いっしょに 使っている 家族などのグループ

(3)国民年金

区役所 区民課

●国民年金について【質問があるとき→区役所区民課】

国民年金は、国の 年金です。20歳から 60歳までの 人が、国民年金に 加入し[入って]、お金を払います。会社で 働いていて、厚生年金保険に 加入している人は、国民年金に 加入しなくてもいいです。年を とったときや、障がい者に なったとき、生活の お金を もらうことができます。
国民年金の 加入は、区役所の 区民課で できますが、 お金を もらうときは、年金事務所に行かなければならぬことがあります。

●国民年金保険料[払うお金]【質問があるとき→区役所区民課】

国民年金の保険料は、1か月17,000円ぐらいです。 お金が あまりなくて、保険料を 払うことができない人は、申し込んだら、保険料を 払わなくても よくなったり、あとで 払うことができる 制度があります。



がくせい がくせいのうふとくれいせいいど りゅうがくせい つか
学生は、「学生納付特例制度」があります(留学生も使うことができます)
がくせいのうふとくれいせいいど こくみんねんきん はいって がくせい かね ばあい
「学生納付特例制度」は、国民年金に 入っている 学生で、お金が あまりない場合、
もう こ ほけんりょう はらう せいど
申し込んだら 保険料を あとで 払うことができる 制度です。

がくせいのうふとくれいせいいど 「学生納付特例制度」の もう こ ひつよう 申し込みに 必要なもの	(1)基礎年金番号通知書、年金手帳(年金番号がわかるもの) (2)学生証、在学証明書など(あなたが学生だとわかるもの) (3)委任状(あなたのかわりに ほかの人が 申し込む場合)
--	---